

認定保安検査実施者の保安検査方法
の認定に係る事前評価実施要領
[保 S - 0500 - 0]

高圧ガス保安協会

認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価実施要領

[保 S - 0500 - 0]

1 目的

この要領は、「冷凍保安規則第 43 条第 2 項第 1 号、液化石油ガス保安規則第 80 条第 2 項第 1 号、一般高圧ガス保安規則第 82 条第 2 項第 1 号又はコンビナート等保安規則第 37 条第 2 項第 1 号に基づく保安検査の方法の申請手続について（20221017 保局第 2 号）」（以下、「通達」という。）に基づき協会が実施する認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価（以下、「事前評価」という。）の実施方法等を定め、事前評価を厳正かつ円滑に実施することを目的とする。

2 申請

事前評価の申請は、次に掲げるところによる。

- (1) 通達に基づく事前評価の申請（以下、「申請」という。）を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、申請書類（申請書に関係書類を添えたものをいう。）を高圧ガス保安協会（以下、「協会」という。）保安技術部門に正本 1 通、副本 1 通を提出するものとする。
なお、電子申請による場合は、協会が指定する方法で申請書類を、電子データにより正本 1 通を提出するものとする。
- (2) 申請区分は次のとおりとする。
 - ① 申請区分 A
保安検査の方法が経済産業省の内規等で引用されている規格によるもの、又は過去に認定された実績等がある検査方法によるもの
 - ② 申請区分 B
保安検査の方法が申請区分 A 以外であるもの
- (3) 申請に係る申請書は、様式 1 の「認定保安検査実施者の保安検査方法の認定事前評価申請書」とする。
- (4) 申請に係る関係書類は、次に掲げる事項に関する資料とする。
 - ① 申請しようとする保安検査の方法を示す資料
 - ② 申請しようとする保安検査の方法が、冷凍保安規則第 43 条第 1 項、液化石油ガス保安規則第 80 条第 1 項、一般高圧ガス保安規則第 82 条第 1 項又はコンビナート等保安規則第 37 条第 1 項に適合することを証する資料（保安検査の方法に係る技術的な説明資料（引用する規格、余寿命予測に関する資料、実績に関する資料等）を含む。）
 - ③ その他、参考文献等内容に応じて必要な資料
- (5) 協会は、申請者から申請書類が提出された場合には、申請書類に不備がないことを確認した後、受理する。

3 手数料等の納付

手数料等の納付は以下によるものとする。

- (1) 申請者は、申請区分に応じ、協会が別に定める手数料により、手数料を速やかに納付するものとする。
- (2) 上記手数料等は、協会が指定する金融機関の指定口座に振り込むこととする。
- (3) 上記手数料等の納付が確認されるまで事前評価結果の発行は行わない。
- (4) 協会は、正当な理由がある場合を除き、受納した手数料等は返金しない。

4 事前評価の実施

協会は、次に掲げるところにより事前評価を実施する。

- (1) 事前評価は、保安検査の方法が冷凍保安規則第 43 条第 1 項、液化石油ガス保安規則第 80 条第 1 項、一般高圧ガス保安規則第 82 条第 1 項又はコンビナート等保安規則第 37 条第 1 項の規定に適合するかどうかについて行う。
- (2) 申請区分 A に係る事前評価は、申請書類に基づく書類審査及び必要に応じて行うヒアリングにより行う。
- (3) 申請区分 B に係る事前評価は、申請書類に基づく書類審査、協会職員による現地調査及び(4)に規定する委員会の評価により行う。
- (4) 協会は、別に定める「認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価委員会規程」に基づいて設置する認定保安検査実施者の保安検査方法の認定に係る事前評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、(3)による調査結果の報告に基づく申請案件の評価を行わせ、協会は委員会の評価に基づき申請案件に対する評価を決定する。

5 事前評価結果の通知

協会は、4の事前評価が完了した後、様式2の「認定保安検査実施者の保安検査方法の認定事前評価書」（以下、「事前評価書」という。）により事前評価の結果を申請者に通知するものとする。

6 標準処理期間

申請区分 A に係る事前評価の標準処理期間は 30 日、申請区分 B に係る事前評価の標準処理期間は 90 日とする。ただし、12月29日から12月31日まで、1月1日から1月3日まで並びに4月及び5月の祝祭日並びに申請者が協会の指摘事項等への対応に要する期間は除くものとする。

なお、この期間は申請の受理日から事前評価書の発行日までとする。

附則 この要領は、令和4年11月11日から実施する。

様式 1

認定保安検査実施者の保安検査方法の認定事前評価申請書

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者

住 所

名 称

代表者

「冷凍保安規則第 43 条第 2 項第 1 号、液化石油ガス保安規則第 80 条第 2 項第 1 号、一般高圧ガス保安規則第 82 条第 2 項第 1 号又はコンビナート等保安規則第 37 条第 2 項第 1 号に基づく保安検査の方法の申請手続について（20221017 保局第 2 号）」3.（1）で定める事前評価を受けたいので申請します。

事前評価 を受ける 事業所	名 称	
	所在地	
申請区分		
申請する保安検査の 方法の説明		

備考

1. この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2. 申請区分は、要領 2 (2) に規定する申請区分のいずれかを記入する。
3. 代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状（参考様式）を添付する。

様式 2

第 号
年 月 日

殿

高圧ガス保安協会
会長

認定保安検査実施者の保安検査方法の認定事前評価書

年 月 日付け をもって申請がありました件については、「冷凍保安規則第 43 条第 2 項第 1 号、液化石油ガス保安規則第 80 条第 2 項第 1 号、一般高圧ガス保安規則第 82 条第 2 項第 1 号又はコンビナート等保安規則第 37 条第 2 項第 1 号に基づく保安検査の方法の申請手続について（20221017 保局第 2 号）」に基づき事前評価を行いましたので、下記のとおり評価結果を通知します。

なお、留意事項欄に特別に記載した事項については、保安検査の実施にあたり十分に留意してください。

記

事前評価 を受けた 事業所	名称	
	所在地	
保安検査の方法		
評価の結果		
留意事項		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

参考様式 1

委任状

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所
名 称
代表者

私は、下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

代理人

住 所
所 属
氏 名

委任事項

事前評価の申請に係る一切の権限

委任期間

自 年 月 日
至 年 月 日

以上

備考 委任期間を定める場合にあつては、1年程度を目安に記載する。

参考様式2

委任状

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所
名 称
代表者

私は、下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

代理人

住 所
名 称
代表者

委任事項

事前評価の申請（ 年 月 日付け ）に係る
諸手続

以上